

春日台地域福祉センター利用規程

春日台地域福祉センター利用規程

(目的)

第 1条 この規定は、春日台ふれあいのまちづくり協議会(以下「協議会」という。)が
神戸市より管理運営委託を受けた春日台地域福祉センター(以下「福祉センター」という)
の利用について、必要な事項を定める。

(施設)

第 2条 福祉センターは、地域の福祉活動のための地域福祉活動コーナー及び老人いこいの
家の
機能を備えるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 3条 福祉センターの開館日における開館時間は、次のとおりとする。
(1) 通常の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
(2) 利用申込みがあった場合は、時間外として午後5時から9時まで利用できるものと
する。
2 福祉センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。
(1) 金曜日
(2) 12月28日から翌年1月5日まで
3 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず開館し、又は休館
することができる。

(利用申込)

第 4条 福祉センターの利用を始めるときは、所定の申請書を協議会の定める日までに提出し、
その承認を得るものとする。
2 福祉センターを利用するときは、利用日の前月の第1、第2、土曜日の午前9時～11時
(福祉センター事務室にて受付)に利用申込書を提出し承認を得て、運営協力金を前納する。
なお、利用承認を得た後の申込者の都合による取消についての、運営協力金の返還は行
わないものとする。
3 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその利用申込を
取り消すことができる。

(利用の制限)

第 5条 福祉センターの利用目的が、次の各号の一に該当するときは、その利用を禁止する。
(1) 個人の利用(冠婚葬祭)
(2) 営利目的の利用
(3) 宗教活動又は政治活動のための利用
(4) 公益を害し、風俗を乱すおそれのある利用。
(5) 建物または附属物・設備・備品を損傷するおそれのある利用
(6) 前各号に掲げるもののほか協議会が不相当と認める利用

(利用者の義務)

第 6条 福祉センターの利用者は、次の各号に掲げる事項を守らねばならない。
(1) 建物及び附属物を傷つけないように注意すること
(2) 器具・備品等を大切に扱うこと
(3) 火気の取り扱いは、特に注意すること
(4) 騒音等により周辺住民に迷惑をかけること
(5) 利用後は、電気、ガス、水道の元栓を閉じること
(6) 利用後は、整理、清掃し、ゴミ等は利用者で処分すること

(鍵の保管者)

第 7条 協議会は、鍵の保管者を別途定めるものとする。

(利用の賠償責任)

第 8条 福祉センターの利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、建物又は附属物等を破損又は汚損したときは、自己の責任により、速やかに現状に復するか若しくは、修繕費等の費用を賠償しなければならない。

(運営協力金)

第 9条 福祉センターの運営協力金は、下記の料金とする。

	9～12時	13～17時	17～21時	終日
活動コーナー	400円	600円	800円	1,800円
和室(I)	200円	300円	400円	900円
和室(II)	200円	300円	400円	900円
終日	400円	600円	800円	1,800円

但し、以下の団体利用については、利用施設、時間、内容を問わず無料とする。

- (1) ふれあいのまちづくり協議会運営委員会の活動に係わる利用。(全館)
- (2) 西神西地区民児協活動に係わる利用。(全館)
- (3) 春日台児童館活動に係わる利用。(全館)

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、福祉センターの利用について必要な事項は、協議会で定めるものとする。

附則

平成18年1月29日 本改正規程は、一部修正追加し、執行する。

平成21年4月1日 本改正規定は、一部修正追加し、執行する。

平成24年11月11日 一部修正追加

本改正規程は、平成24年11月11日より執行する。